

① 財 務 省

人 名	独立行政法人酒類総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:木崎 康造)
目 的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。2 酒類の品質に関する評価を行うこと。3 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。4 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	酒類総合研究所分科会(分科会長:阿部 啓子)
ホームページ	法 人: http://www.nrib.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期 目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 短期借入金については、なし又は計画額以内の借入の場合に「○」と評価。 3. 重要財産の処分については、未実施の場合に「○」と評価。 4. 剰余金の使途については、実績なし又は中期計画に沿った使用の場合に「○」と評価。 5. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	
(1)業務運営	A×1 C×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(2)職場環境の整備、職員の資質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)施設・機器等の効率的使用、業務・システムの最適化及び資産・運営の見直し	A	A	B	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)酒類の高度な分析及び鑑定	A	A	A	A	A	A	
(2)酒類の品質評価	A	A	B	A	A	A	
(3)酒類及び酒類業に関する研究及び調査	A ⁺ ×2 A×11 B×1	A ⁺ ×2 A×10 B×2	A ⁺ ×1 A×9 B×1	A ⁺ ×2 A×8 B×1	A ⁺ ×3 A×10 B×1	A ⁺ ×3 A×7 B×2	
(4)研究・調査の成果の公表及び活性化	A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	A×3	A ⁺ ×1 A×1 B×1	
(5)成果の普及	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A ⁺ ×1 A×1	
(6)酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	A	A	A	A	A	A	
(7)酒類及び酒類業に関する講習等	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×3	
(8)その他の附帯業務	A	A	A	A	A	A	
(9)業務内容の評価						A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金	○	○	○	○	○	○	
5. 重要な財産の処分(譲渡等)	○	○	○	○	○	○	
6. 剰余金の使途	○	○	○	○	○	○	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分に関する計画						A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第3期中期目標及び計画については、平成21年11月の行政刷新会議の「事業仕分け」の評価結果及び平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の内容を踏まえて策定されており、酒類総合研究所の業務の実績は、本中期計画に照らして順調であった。
- 研究・調査等業務については、基本方針を踏まえて、税務行政に直結した分析及び鑑定の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発に重点化して実施している。「酒類の有害物質の実態把握及びその低減法の開発」、「醸造微生物に関する研究」並びに「酒類の長期品質保持に資する研究」の研究成果については、極めて高く評価することができる。特に、清酒酵母や麹菌の醸造特性や安全性に関する遺伝子レベルでの解析やそのゲノム情報のデータベース化等は、これまでの研究実績を基に一層の高度化が図られ、微生物学、醸造学及び関連分野の研究の発展に大きく寄与するものである。
- 今年度に関して特筆すべきは、東日本大震災に関連した福島第一原子力発電所事故を受け、酒類の安全性確保のため清酒製造におけるセシウムの挙動に関する研究を緊急に実施したことである。研究の結果は、概要がプレスリリースされ、清酒製造業者や一般消費

者の酒に関する安心感を高めるとともに、欧州連合(EU)への酒類(清酒、しょうちゅう及びウィスキー)の輸出について証明書の添付が不要となった。こうした業務は、課税の対象となる酒類の品質及び安全性の確保という酒類総合研究所が果たすべき役割の一部であり、震災対応の一環で、国民に対する酒類の安全性確保のために、有用な研究成果をあげたことは大きな評価に値する。

- 研究以外の業務については、分析・鑑定業務、鑑評会の開催、講習会・講演会・セミナーの開催、酒類製造技術者の育成、施設公開など多くの取り組みが適切、効果的に実施されたことを認める。また、成果の公表や普及が積極的に展開されるとともに一般消費者や酒造業者に向けたサービス業務、各種刊行物の発行やホームページの充実等も着実、継続的に実施されており、中期計画の進捗状況は順調と評価できる。
- 業務運営については、理事長のリーダーシップの下に、業務全般の効率的かつ効果的な運営が図られており、内部統制についても酒類総合研究所が社会的責任を履行するという観点から、リスクマネジメントの実施、内部監査体制の整備が図られており、評価できる。
- 酒類総合研究所は、平成26年4月に国に移管されることとされており、税務行政に直結する分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究に重点化することとなるが、理論的裏付けとなる研究を行う上では基盤となる基礎研究も重要となる。今後はこのような点に留意しつつ、国内で唯一の酒類に関する国の研究機関として、また酒類製造や醸造微生物研究に関連した特色ある研究拠点として、将来の新たな展開に向け、活力ある業務運営を継続されるよう期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等										
業務運営	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 理事長裁量枠予算(54百万円) 「独立行政法人酒類総合研究所リスク管理規程」を策定 福島第一原子力発電所事故の影響に対応するため、放射性物質の分析に使用するガンマ線核種分析装置を緊急に導入することにより分析体制を整備するとともに、酒類等の安全性確保に資するための分析を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「裁量労働制」の活用、理事長がリーダーシップを発揮するための「理事長予算」の活用、運営会議等によるミッションに対する意思統一の決定や各業務の進捗状況の確認等、業務運営の効率化について順調な進展が見られた。 東日本大震災への対応については、国内唯一の酒類の研究機関として、酒類の安全性確保のため分析機器の導入及び酒類製造の放射性物質の挙動についての研究を実施したことは本研究が果たすべき役割の一部であり評価できる。 										
酒類の高度な分析及び鑑定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁からの依頼分析実績。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルバミン酸エチル</td> <td>209点</td> </tr> <tr> <td>炭素安定同位体比</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>酒類の品目判定のための分析</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>酒類等の放射性物質</td> <td>403点</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 民間等からの受託分析:30件 浮ひよの校正:411点 など 	内容	点数	カルバミン酸エチル	209点	炭素安定同位体比	15点	酒類の品目判定のための分析	20点	酒類等の放射性物質	403点	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に従い、国税庁からの依頼分析、浮ひよの校正、分析手法の改良などが適切に実施された。また、高度な分析・鑑定に必要な分析機器の整備状況も良好であることを認める。特に、ガンマ線核種分析装置の整備を行い、酒類等の放射性物質の分析を迅速かつ適切に行い酒類の安全性の確保に努めたことは高く評価できる。
内容	点数												
カルバミン酸エチル	209点												
炭素安定同位体比	15点												
酒類の品目判定のための分析	20点												
酒類等の放射性物質	403点												
酒類の品質評価	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、全国新酒鑑評会のうち公開さき酒会は日本酒造組合中央会が費用を負担して開催し、本格焼酎鑑評会では、人材派遣関係費用及び消耗品費等の一部を日本酒造組合中央会が負担した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 全国新酒鑑評会、本格焼酎鑑評会が昨年度と概ね同様な出品数で実施され、来場者の満足度も高い。日本の酒文化の継承の観点から継続的な実施を期待したい。 なお、鑑評会の実施費用に伴う収支相償については、目標の達成に向けた努力が認められる。 										
酒類及び酒類業に関する研究及び調査	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 酒類の品目判定等・酒類の安全性の確保:7課題(酒類中の有害物質の実態把握及びその低減法の開発等) その他行政ニーズのある研究:2課題(酒類の長期品質保持に資する研究等) 第二期から引き続き行う研究:2課題(飲酒による負の影響の軽減に資する研究等) 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの分野において年度計画に沿った良好な進捗が見られる。特に、醸造微生物に関する研究、カルバミン酸エチル分解酵素による有害物質の低減法の開発に関する研究、酒類の長期品質保持に資する研究による清酒の酒質の向上など国内外の関連研究者の研究発展にも大きく寄与するものもあり、極めて高い研究実績である。 										
成果の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 清酒官能評価セミナーの実施:2回 講演会及び講習会への講師派遣:36件 遺伝子資源の提供:43件、498遺伝子資源 刊行物の発行 <ul style="list-style-type: none"> 酒類総合研究所報告:700部 広報誌「NRIB(エヌリブ)」:2回、28,000部 など 	<ul style="list-style-type: none"> 研究論文、特許及び分譲対象菌株リストは適切にデータベース化されホームページ公開がなされ、また清酒酵母のゲノム解析結果、麹菌総合ゲノムデータベースの公開ならびに保存遺伝子の提供状況も適切・良好で、その意義と価値を認める。 一般消費者等に研究結果をわかりやすく伝えるための刊行物の発行、ホームページの充実、広島中央サイエンスパーク及び東京事務所赤レンガ酒造工場の施設公開、公開さき酒会などが適切かつ継続的に実施された。 										
酒類及び酒類業に関する講習等	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 酒類製造者を対象とした講習の実施。 <ul style="list-style-type: none"> 清酒製造技術講習:2回、30人 酒類醸造講習:2回、41人 酒類流通業者を対象とした講習の実施。 <ul style="list-style-type: none"> 酒セミナー:14回、642人(会場費を共催相手に半額負担を依頼) など 	<ul style="list-style-type: none"> 酒類製造技術講習(2回)及び酒類醸造講習(清酒上級コース、ワインコース)が東京及び広島事務所で開催され、受講者数及び講習内容について目的と目標を達成できたと評価できる。 また、共催団体に応分の負担を依頼するなど収支相償の努力が認められるとともに、民間移管に当たって協議を開始する等中期目標の達成に向けて順調に推移しており、評価できる。 										

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人造幣局(平成15年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:新原 芳明)
目的	貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。
主要業務	1 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。2 貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。3 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。4 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。5 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。6 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。7 1から6の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	造幣局分科会(分科会長:牟田 博光)
ホームページ	法人: http://www.mint.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
＜総合評価＞	—	—	—	—	—	—	
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	A	A	B	A	A	A	2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(1) 事務・事業の見直し	/	/	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(2) 組織の見直し	/	/	A	A	A	A	
(3) 保有資産の見直し	/	/	B	A	A	A	
(4) 内部管理体制の強化	A	A	B	A	A	A	
(5) その他	/	/	A	A	A	A	
(6) 組織の再編等	A	A	/	/	/	/	
(7) 業務処理・製造工程の効率化	A	A	/	/	/	/	
(8) 人材の有効な活用	A	A	/	/	/	/	
(9) 経費の削減	A	A	/	/	/	/	
2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 通貨行政への参画	/	/	A	A	A	A	
(2) 貨幣の製造等	/	/	A×3	A×3	A×3	A×3	
(3) 勲章等の製造等	/	/	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(4) 貨幣の製造等	A×5	A ⁺ ×1 A×4	/	/	/	/	
(5) 勲章等の製造等	A×1 B×1	A×1 B×1	/	/	/	/	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金 の 限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	○	—	○	○	○	
6. 剰余金の使途	○	○	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	/	/	/	/	/	/	
(1) 人事に関する計画	A	A	A	B	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	A	B	A	A	A	A	
(4) 環境保全に関する計画	A	A	A	B	B	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の第4年度目に当たる平成23年度は、全体的に見て中期目標を着実に推進した展開となっている。当年度は、経費削減に向けた取組みをはじめとする事務及び事業の見直し、組織の見直し、保有資産の見直し等が課題とされているところであるが、これらの課題に対し取り組んだ結果、全体としては成果が出ていることから、年度計画は達成されたものと言える。
- 固定的な経費の削減については、一般管理費及び事務費の効率的使用の結果、前中期目標期間中の平均額に対して20.1%削減と目標(8%以上削減)を大幅に上回る削減が行われた。既に中期計画の目標を達成している総人件費・総人員数についても、更なる削減を進めている。
- 保有資産の見直しについては、既に廃止した保養所・職員宿舍などを売却するとともに、不要財産の国庫納付を行う枠組みが整備されたことを受け、重要な財産の国庫納付に該当する8件(四条駅宿舍等、伊東分室、宮島分室、枚方宿舍、現金(地金の売却収入2

- 件、金属工芸品の売却収入、政府出資にかかる土地の譲渡に伴う物件移転補償金))について、国庫納付を行った。
- 主たる業務である貨幣及び勲章の製造においては、数量面、品質面ともに、発注者との契約どおりに、確実な製造と納入が行われた。これに加えて、他の業務分野の柱である貨幣セットの販売も販売数が増加するなど好調である。財務状況は利益面を含めて健全である。品位証明事業についても、公共的役割を果たしつつ採算面に配慮するという課題を引き続き達成することができた。
 - 業務の質を向上させるためや業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本とした施設・設備に関する年度計画を策定し、年度途中においても必要な見直しを行うとともに、事後評価を実施し、より一層効率的で効果の高い施設・設備への投資を行うよう取り組んだ。
 - 順調に事業展開されていると認められ、また職員の士気の高さも窺われる。造幣局に与えられたミッションの更なる達成のため、引き続き、将来に向けた経営課題の把握・対応等への積極的な取組みが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
その他	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び事業費の効率的使用に取り組んだ結果、平成 23 年度の本支局全体の固定的な経費は 139.1 億円で、前中期目標期間中の平均額 174.1 億円に比して 20.1% 減の大幅な削減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定的な経費の削減については、一般管理費及び事業費の効率的使用に取り組んだ結果、前中期目標期間中の平均に対して 20.1%削減と中期計画の目標である8%以上削減を大幅に上回って達成する見込みである。
通貨行政への参画	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度における研究開発計画に従って、調査及び研究開発を実施し、これまでの研究成果として平成 23 年度において実用化されたものが2件ある。 	<ul style="list-style-type: none"> 偽造防止等の研究開発については、研究開発計画にしたがって実施されており、平成 23 年度に実用化・製品化されたものにチタン発色技術、梨地加工技術がある。
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣製造実績:8億 268 万4千枚 市中から回収された 500 円貨について、1億 8,220 万枚の選別作業を行い、再使用することが適当な貨幣 3,000 万枚を納品した。 	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣の製造量の変更にも柔軟に対応した生産管理の下で、高品質で純正画一な貨幣を、財務大臣の定める製造計画にしたがって、8億 268 万 4千枚の貨幣を製造するとともに、納品貨幣の返却件数ゼロを維持し、年度計画を確実に達成している。
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査(顧客満足度):4.3(目標:5段階評価 4.0 以上) 貨幣セット販売実績:1,987,654 セット(22 年度:2,089,873 セット) 新製品開発に努めた結果、2件の新製品を開発した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新製品開発に努めた結果、チタン発色技術を用いたテクノプルーフ貨幣セット 2011、梨地加工技術を用いた造幣東京フェア 2011 貨幣セットを開発した。 アンケートによる満足度調査を実施し、5段階調査で目標の 4.0 を上回る 4.3 となり年度計画を達成した。
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 勲章等製造請負契約に基づく 26,490 個を確実に製造、納品。 金属工芸品受注・販売実績:33,386 個 	<ul style="list-style-type: none"> 勲章は精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により確実に製造することとし、内閣府との間で締結した契約に基づき 26,490 個を確実に製造・納品している。
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明受託実績:170,343 個 <p>国際規格に準拠した品位判定基準及び品位区分表示の導入並びに品位証明記号の見直し等の対応準備に取り組んだ結果、平成 24 年4月から新制度に移行することとなった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明については、国際規格に準拠した新制度への移行に適切に対応することができた。 貴金属の品位証明の受託状況については、前年度に比べて件数が増加する一方、数量・売上高は減少しているため留意する必要がある。
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 当期総利益:847 百万円 経常収支比率:108.6%(目標 100%以上) 棚卸資産回転率:3.43 回(目標:平成 19 年度実績(2.32 回)を上回る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な経費削減を行った結果、経常収支比率は年度計画の目標(100%)を上回り、108.6%となった。また、棚卸資産回転率についても、年度計画の目標値 2.32 回を上回る 3.43 回となり、年度計画を達成した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 固定的な経費については、貴委員会の評価結果をみると、「一般管理費及び事業費の効率的使用に取り組んだ結果、前中期目標期間中の平均に対して 20.1%削減と中期計画の目標である8%以上削減を大幅に上回って達成する見込みである」との評価にとどまっている。

今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、固定的な経費の算定根拠となるデータ及び増減要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。

 - 研究開発については、貴委員会の評価結果をみると、「研究開発計画にしたがって実施されており、平成 23 年度に実用化・製品化されたものにチタン発色技術、梨地加工技術がある」との評価にとどまっている。

今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、研究課題の設定プロセスのほか、研究開発の事前・中間・事後の段階で行われた研究評価の実施状況、評価に係る規程類の整備状況、研究テーマ別の予算の管理状況などを明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。

 - 施設整備については、貴委員会の評価結果をみると、「年度途中においても必要な見直しを行うとともに、投資金額5千万円以上の案件については事後評価を実施し、より一層効率的で効果の高い設備へ投資を行うよう取り組んでいる」等の評価にとどまっている。

今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、投資に至るまでの意思決定プロセスや本法人の経営に大きな影響を及ぼす案件の投資目的・効果などを明らかにさせた上で、設備投資の妥当性についてより厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立印刷局(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長: -)
目的	銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。
主要業務	1 銀行券の製造を行うこと。2 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。3 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。4 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。5 国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷を行うこと。6 1から5の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長: 牟田 博光)
分科会名	国立印刷局分科会(分科会長: 岩村 充)
ホームページ	法人: http://www.npb.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「-」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	A	A	
(1) 事務及び事業の見直し			A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) 組織の見直し			A	B	A	A	
(3) 保有資産の見直し			B	A	A	A	
(4) 内部管理体制の強化			A	A	A	A	
(5) 事業運営の効率化目標、その他			B	B	B	B	
(6) 効率的かつ効果的な業務運営の確立	B	B					
(7) 内部管理体制の強化	B	B					
(8) 業務運営の効率化に関する指標	A	A					
2. 業務の質の向上	B	B	A	A	A	A	
(1) 通貨行政への参画			A	A	A	A	
(2) 銀行券の製造等			A	A	A	B	
(3) 旅券、印紙等の製造等			A	A	A	A	
(4) 官報、法令全書等の提供等			A	A	A	A	
(5) 銀行券の製造等	A×2 B×1	A×2 B×1					
(6) 官報、法令全書等の提供	A	A					
3. 予算、収支計画、資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の譲渡等	○	○	-	○	○	○	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	B	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	A	B	A	B	A	A	
(4) 環境保全に関する計画	A	A	B	A	A	A	
(5) 印刷局病院	B	B					

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 主たる業務である銀行券の製造においては、量的にも質的にも確実な製造と納入が遂行され、業務運営の効率化も計画どおりに進められるなど、全体的に中期計画に沿って概ね順調な業務展開となっている。
- 業務運営の効率化においては、民間において対応可能と認められる製品からは撤退しており、また偽造面などの守秘性に問題を生じさせない範囲で引き続き外部への業務委託を行うなど、中期計画どおり実施した。工場別の固定的な経費の削減は7工場すべてにおいて前中期目標期間の平均額を下回り、人員削減についても既に中期計画の目標を達成している総人員数について、更なる削減を進めているとともに、間接部門の人員数も総人員数の削減率を上回り、目標を達成している。
- 東京病院については、診療体制の強化等に努めたことにより医業収益は増加し経営改善努力は認められるが、施設の老朽化等に伴う委託費の増加等により結果としてキャッシュ・フローベースは前年度に比してマイナスとなっている。また、移譲については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえ、移譲の相手方の範囲を拡大し取組みを進めたが、具体的な成果までは得られていない。
- 業務の質の向上に関しては、偽造動向等の調査を積極的に行い、偽造防止技術に関わる研究・開発から情報収集、提供に至るまで順調な展開となり、また旅券の製造等の業務や官報の提供についても中期計画に沿って、支障なく実施されている。
- 概ね順調に事業展開されていると認められるが、引き続き内部統制の充実・強化を図るなど、経営課題の把握・対応等へ積極的な取組みが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事務及び事業の見直し	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品事業のうち、銀行券等以外の製品については、国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化。 情報製品事業については、公共上の見地から必要な事業に限定。 官報については、守秘性に問題がない業務の一部について、一般競争入札により契約を締結し外部委託を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品事業及び情報製品事業については、民間において対応可能と認められる製品からは撤退しており、国立印刷局の特性を活かした分野に特化している。 官報については、守秘性に問題のない入力・校正等業務の一部について一般競争入札により契約を締結し、引き続き外部委託を実施している。
組織の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 工場別の固定的な経費は、全ての工場で前中期目標期間中の平均額を下回った。 平成 23 年度末総人員数:4,402 人(17 年度末総人員数(5,056 人)に対して 12.9%減) 間接部門の人員数については、平成 23 年度期末は 1,688 人となり、平成 20 年度期首に比べ 9.3%(173 人)削減。 虎の門工場の印刷機能については、平成 26 年度を目途に滝野川工場(東京都北区)へ移転することとし、平成 25 年 10 月の竣工に向けて新たな施設の建築工事に着手。 旧那須保養所及び旧伊東保養所について、平成 23 年 7 月に現物を国庫納付。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場別の固定的な経費については、7 工場すべてにおいて前中期目標期間中の平均額を下回っており、業務の効率化及び生産性の向上に努めている。 総人員数について、更なる削減を進めており、平成 23 年度末においては 12.9%削減となっている。 虎の門工場の印刷機能については、平成 26 年度を目途に滝野川工場へ移転することとし、新たな施設の建築工事に着手するなど、着実な取組みが行われている。 保養所については、平成 23 年 7 月に旧那須保養所及び旧伊東保養所を現物納付したことにより、国庫納付がすべて完了している。
保有資産の見直し	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 旧厚生施設敷地(岡山工場の一部)の譲渡収入を国庫納付。 不要財産の現物及び譲渡収入(合計 22 億円)を国庫納付。 	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画における主題は既に平成 22 年度に国庫納付という形である意味実現しており、目標はほぼ達成していると同等に考えられる。
銀行券の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣の定める製造計画(33 億枚)を達成。 平成 16 年度から 19 年度までの実績平均を 100 とした総合損率の相対比率 製紙部門:92 印刷部門:65 	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣の定める製造計画(33 億枚)を確実に達成した。 銀行券製造の品質については、製紙部門、印刷部門とも損率は 19 年度までの実績平均より下回り、品質管理・保証体制の強化が図られた。しかしながら、製紙部門の現行中期目標期間における実績平均については、16 年度から 19 年度の実績平均を下回る確認が出来ない状況にある。
旅券、印紙等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 旅券の製造に当たっては、二交替勤務体制を継続し、安定的かつ確実な製造を実施。 次期旅券仕様に向けて、偽変造・改ざん防止技術を高度化した旅券の試作品を作製するとともに、製造技術の確立に向けた取組を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 偽造防止技術に関する情報管理を徹底し、また東日本大震災で被害を受けた設備の修繕に適切に取り組み、安定的かつ確実な製造を行った。 旅券については、次期旅券仕様に向けて試作品の作製、必要な設備導入準備を進捗させた。
官報、法令全書等の提供等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 官報製造実績: 特別号外:45 件 東日本大震災関連特別号外:17 件 官報訂正記事箇所:相対比率 55(前中期目標期間の実績平均値(100 ページ当たり)を 100 とした相対比率) 	<ul style="list-style-type: none"> 官報・法令全書・国会用印刷物等については、情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行った。 官報の訂正記事箇所数の削減(計画:前中期目標期間の実績平均値(100 ページ当たり)を 100 とし、毎年度 100 以下、実績:55)に取り組んだ。
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支率:112%(目標 100%以上) 営業収支率 セキュリティ製品事業:111% 情報製品事業:122% 当期純利益:5,843 百万円 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品事業及び情報製品事業とも営業収支率はいずれも 100%を 11%~22%超えて業務運営の効率化を達成できた。また、経常収支率は 112%と、引き続き中期計画の目標(100%以上)を達成した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 固定的な経費については、貴委員会の評価結果をみると、「人件費、販売費及び一般管理費等全般的に削減を進めた結果、前中期目標期間中の平均額(621 億円)に対して本中期目標期間中の平均額が 11.2%削減と中期計画における目標である 8.0%削減を上回って達成する見込みである」との評価にとどまっている。
今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、固定的な経費の算定根拠となるデータ及び増減要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。
- 研究開発については、貴委員会の評価結果をみると、会議・学会等での発表・参画件数及び特許出願状況について「目標件数を上回る成果を挙げた」との評価にとどまっている。
今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、研究課題の設定プロセスや事前・中間・事後の段階で行われている研究評価の実施状況などを明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。
- 施設整備については、貴委員会の評価結果をみると、「事業収支や費用対効果等を勘案し、設計仕様、価格の妥当性、調達方法、スケジュールなどを検討するとともに、必要に応じ計画内容を適正に見直している」等の評価にとどまっている。
今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、投資に至るまでの意思決定プロセスや本法人の経営に大きな影響を及ぼす案件の投資目的・効果などを明らかにさせた上で、設備投資の妥当性についてより厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中井 昭夫)
目的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること。
主要業務	1 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。 2 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	日本万国博覧会記念機構分科会(分科会長:橋本 介三)
ホームページ	法人: http://www.expo70.or.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第一期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」の評価について、H15年度は公園事業、基金事業ごとに評価を実施。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「—」を付している。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務の効率的処理	A×7	A×7					
(2)共通事項			A×2 B×2	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	
(3)公園に関する事項			A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	
(4)基金に関する事項			A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	B	A	A	A	A	A	
(1)利用者に対するサービスの向上	A×4 B×1	A×4 B×1					
(2)環境保全への積極的な貢献	A×2	A×2					
(3)環境保全に関する計画の策定	A	A					
(4)地域社会への積極的な貢献	A×2 B×1	A×3					
(5)効果的な助成金の交付	A×2	A×2					
(6)助成金交付の選定手続き等における客観性及び透明性の確保	A×2 B×1	A×2 B×1					
(7)公園に関する事項			S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(8)基金に関する事項			B×2	B×2	B×2	B×2	
(9)公園事業への繰入れの拡大			B	B	B	B	
(10)基金の管理及び運用における客観性及び透明性の確保	A×2	A×2	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	B	B	
(1)公園に関する事項			A	A	B	B	
(2)基金に関する事項			—	—	—	—	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡・処分	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の用途	—	A	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	B	
(2)公園整備等に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)公園内の安全管理			B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成23年度は、「太陽の塔」作者である「岡本太郎生誕100年」を記念したイベントを民間開放の対象として実施するとともに、アンケート等の調査により利用者のニーズを把握し、その結果を各種イベントの実施に反映させるなど活発な活動を行ったが、東日本大震災や週末の悪天候の影響により入園者数は前年度を下回り、公園入場料収入も年度計画を下回った。このような状況の中、競争的契約の徹底やNPO法人等民間ノウハウの積極的な活用、節電計画の実行などにより、更なる経費削減を進めた結果、引き続き利益は計上され、中期計画の達成に向けて順調な業績を挙げているものと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 総人件費を除く一般管理費が 1,907 百万円で年度計画を上回る更なる削減となった。 18 年度に対する削減率は△8.0%の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費について、平成 18 年度比で、前年度を超える 8.0%の削減を達成し、年度計画、中期目標を上回る成果があった。
給与水準の適正化等	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 総人件費は対 17 年度比△55,191 千円となり、削減率は 11.5%で目標を上回った。 ラスパイレス指数 対国家公務員:108.9 (22 年度 112.7) 対他法人:103.4 (22 年度 106.8) 	<ul style="list-style-type: none"> 23 年度の総人件費について、平成 17 年度と比較して 6%以上削減する目標に対し、8%削減を達成したことは評価できる。 一方、ラスパイレス指数は、前年度と比較して減となっているが、いずれも 100 を超えており、引き続き適正化に努めていく必要がある。
公園に関する事項 (利用者に対するサービスの向上)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の声を広域的確に把握するため、自然文化園各ゲート・総合案内所に意見箱を設置しタイムリーな意見を回収したほか、オールパスポート会員やボランティアへの聴き取り調査も実施した。主な四季イベント開催時の来園者調査、機構ホームページによるアンケート調査、施設整備状況や公園運営面における満足度調査など、合計 3,446 人の来園者・非来園者からの意見等をいただいた。 東日本大震災の影響や休日の悪天候などから、入場者数は前年度を下回った。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズを把握するために、アンケート調査を実施し、その結果を施設整備、各種イベントの実施、公園管理に反映させるなど利用者のサービス向上による入園者数の拡大に努めている。 東日本大震災による自粛ムードや悪天候の中、入園者数は前年度比で 97.6%と下回ったが、年度計画は上回った。地道な取組みと新規の企画などにより入園者数の確保に努めたことは評価できる。
基金に関する事項 (助成金の交付に係る選考手続等における客観性及び透明性の確保)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 基金事業のこれまでの助成実績、平成 24 年度助成事業の募集情報・交付決定状況、特色のある助成事業等を掲載した広報誌を作成し、関係省庁・地方自治体、大学、学会、NPO 法人等に送付するとともに、万博公園近隣の駅構内(12 箇所)及び公園内に配置(8 月:2,000 部作成、3 月:2,000 部作成)。 基金の意義を広く認知してもらうため、平成 23 年度助成事業から、万博表示例に「この助成金は、日本万国博覧会の収益を基にしています。」の文言を新たに付け加えた。平成 24 年度募集にあたっては、従来どおり万博表示の徹底を図った。 「環境・公園」に関係する事業を中心に、事業形態、事業実施地域等を考慮の上、助成事業の成果等の確認や助成事業者の要望や意見を把握するため、24 件の事業について実地調査を行った。 海外において基金事業の周知を図るため、英語版のリーフレットを 2,000 部作成し、国際会議など海外からの参加者が見込まれる事業会場での配付を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業の評価について、国内で実施調査を行うなど、一定の進歩が見られ評価できるものの、国内事業の実地調査3件については、会議やイベントなど単発行事であり、継続的な活動や事業ではないため、対象案件の決め方や調査手法に関する検討が必要と考えられる。 また、東日本大震災の影響により、特に重点分野である環境の申請件数が少なかった。 申請件数を確保していくためには、募集内容を工夫するなどの取組みが必要と考える。
基金の運用及び管理 における客観性及び 透明性の確保	2(10)	<ul style="list-style-type: none"> 日本万国博覧会記念基金の管理及び運用を適正に行うとともに、責任体制を明確にするため、役員及び幹部職員による「債券運用会議」において、平成 23 年度における債券運用方針を決定。 透明性の確保の観点から、平成 22 年度中の基金の運用状況等について、平成 23 年 8 月にホームページで公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 基金の管理運用に関しては、安全性、確実性を前提とした運用が図られるよう「債券運用会議」を定期的開催のうえ、運用方針を決定している。 また、運用結果や運用益の用途については、ホームページ等で公開するなど、客観性及び透明性の確保に十分配慮していると認められる。
公園内の安全管理	7(3)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事象対応における来園者への一層の安心・安全を確保する観点から、「万博記念公園安全管理対応指針」及び「イベント安全管理マニュアル」を平成 23 年度の上半期に再検討し、10 月 1 日に改正。 <p>公園内で実施するイベントについては、「万博記念公園安全管理対応指針」及び「イベント安全管理マニュアル」に基づき一層の安全確認を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構及び公園内施設の運営に携わる受託業者等で構成する「万博記念公園安全管理連絡会議」を開催し、消防計画を改正するなど、重大事故の発生の防止に努め、また、各種の安全マニュアルを改正し、来場者の安全確保に関して積極的に取り組んでいることは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	農林漁業信用基金分科会(分科会長:櫻井 宏二郎)
ホームページ	法人: http://www.affcf.com/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第一期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価。ただし、2段階評価が適当な項目については○×による評価。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	A	A	
(1) 事業の効率化	A	A	A×1 B×3 C×1	A×1 B×4	A×2 B×2 C×1	A×3 B×1 C×1	
(2) 業務運営体制の効率化	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	B×2	B×2	A×1 B×1	
(3) 経費支出の抑制	A	A	A×3	A×3	A×3	A×3	
(4) 内部監査の充実	B	A	B	A	A	A	
(5) 内部統制機能の強化			A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	
(6) 評価・分析の実施	B	B	B	A	B	B	
(7) 情報システムの整備	B	A	B	A	A	A	
(8) 調達方式の適正化			A×1 B×3	A×4	A×4	A×4	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	A	A	A	A	
(1) 事務処理の迅速化	A×2 B×1	A×3	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	
(2) 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×3	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	
(3) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A×1 B×3	A×4 B×1					
3. 財務内容の改善	B	B	B	B	A	A	
(1) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定			B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×2 B×1	
(2) 引受審査の厳格化等			A×1 B×4	A×4 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1	
(3) モラルハザード対策			A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	
(4) 求償権の管理・回収の強化等			B	A	A	A	
(5) 代位弁済率・事故率の低減			A	A	A	A	
(6) 基金協会及び共済団体等に対する貸付け			B	A	A	A	
(7) 資産の有効活用			B	B	B	B	
4. 予算、収支計画及び資金計画	—	—	B	B	B	B	
5. 短期借入金の限度額			—	—	—	—	
6. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—					
7. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	—	—	B	B	A	B	
(1) 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)			A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	

(2)積立金の処分に関する事項			○	○	○	○
8. 施設及び設備に関する計画	—	A				
9. 人事に関する計画	B	B				
10. その他						
(1)人事に関する計画						
(2)積立金の処分						

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 事業費や経費などの量的な指標に関しては、東日本大震災による特殊要因を除けば目標を達成しているほか、事業の効率化や審査の厳格化に向けた取組みは評価できる。 全体として目標の達成状況は評価できるが、改革への取り組み方が形式化しないよう、引き続き問題意識を高く維持してもらいたい。 「民でできることは民で」という業務範囲の見直しに向けた努力を継続しつつも、震災後の環境変化を注視し、また農林漁業信用基金の本来的な役割を再確認しながら、一層の経営努力によって社会経済的な使命を果たすことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費について 19 年度予算対比で 3.1% の増加(削減目標 4%)。 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務について、引受審査の厳格化、部分保証等の取組を実施。 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の閣議決定を受け、業務の見直しを行い政府出資金を国庫納付。 ・農業信用保険業務:125 億円 ・林業信用保証業務:73 億円 ・漁業信用保険業務:60 億円 など 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の特殊要因を除けば、削減目標は達成されている。なお、この経験を今後 に生かし、自然災害・大災害などによる甚大な影響の可能性を織り込んだ長期的視点からの事業計画を策定すべきであろう。 大口保険引受案件の事前協議等による引受審査の厳格化や、部分保証によるモラルハザード対策など、事業の効率化に向けた取組みは着実に 行われており、評価できる。 閣議決定に伴い、農業・漁業信用保険業務の低利預託原資貸付業務が廃止され、政府出資金が全額国庫納付されたことは評価 できる。
経費支出の抑制	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費について 19 年度予算対比で 25.8% の削減(削減目標 12.5%)。 人件費について 17 年度決算対比で 18.1% の削減(削減目標 6%)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 震災対応関連の特殊要因を除けば、一般管理費は着実に削減されており、経費削減に 向けた取組みは評価できる。 様々な取組みによって、人件費は順調に削減されており、評価できる。
事務処理の迅速化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全ての項目で、 目標を達成した。 審査の適切性の観点等から、昨年度実績及び現在までの実績を検討した結果、これ以上の短縮は現時点では困難であるが、 引き続き検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険引受等に係る事務処理期間は全ての項目で目標を達成している。 ただし、これに満足することなく、必要標準処理期間の継続的な検討や林業関係の保証 審査に係る数値の改善を期待する。
国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に関するお知らせをまとめたページを作成し、トップページにリンク「東日本大震災に関する情報」を新設した(23 年5月9日)。 公表すべき事項 14 件のうち、1週間以内に掲載したものは 13 件で、情報提供は概ね1 週間以内実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等の情報の公開は充実しており、一定の評価ができるが、アクセス件数の 一層の増加につながる取り組みを期待したい。
引受審査の厳格化等	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 農業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議件数は 333 件。大口保険金 請求対象案件について事前協議を実施。 漁業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議件数は 51 件。大口保険金請 求対象案件についてはすべて事前協議を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 農業信用保険業務における事前協議による審査厳格化の取組みは評価できる。 漁業信用保険業務における事前協議による審査厳格化の取組みは評価できる。 など
求償権の管理・回収の強化等	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 23 年度の回収実績は 4,616 百万円(目標 4,561 百万円、達成度合い 101.2%)。 	<ul style="list-style-type: none"> 回収金収入の目標については、全体としては達成されており、また回収実績向上への取 組みも評価できるが、一層の努力を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:澤田 正晴)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴う必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	奄美群島振興開発基金部会(部会長:根本 祐二)
ホームページ	法人: http://www.amami.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第一期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務運営体制の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)一般管理費の削減	A	A	A	A	A	A	
2. 業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)保証業務	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2)融資業務	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(3)保証業務、融資業務共通事項	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	C	C	C	C	C	C	
(1)財務内容の改善①(保証業務)	C	C	C	C	C	C	
(2)財務内容の改善②(融資業務)	C	C	C	C	C	C	
(3)財務内容の改善③(余裕金の運用)	B	B	B	B	B	B	
(4)予算、収支計画及び資金計画	C	C	C	C	C	C	
4. 短期借入金の限度額	—	—	○	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
8. 人事に関する計画	B	B	B	B	B	B	
9. その他業務運営に関する事項		—	A				

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、業務運営の効率化や業務の質の向上、人事に関する計画については、一定の成果が認められるものの、財務内容及び予算、収支面では大幅な赤字の計上による繰越欠損金の増加等大きな課題が残っており、更なる改善に向けた取り組みが必要である。
- 業務運営の効率化については、全体として、厳しい経営環境の中で効率化に向け努力していると認められる。
- 提供サービスその他の業務の質の向上については、標準処理期間内の事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースシステムによるスコアリングの活用等に努める他、貸付対象事業の実施状況の確認を適切に行うため、個別融資先に対する事業完了報告に係る説明資料の徴求、実施確認等の事業完了確認事務を徹底して行っている。また、アンケート調査等により把握した利用者ニーズへの対応が必ずしも十分でないが、基金役員による地域の事業者等に対する研修会を11回実施して、個別の経営指導を含め、事業者への総合的なサポートを図る等、情報提供やコンサルタント機能の充実に努めた結果、概ね年度計画を達成している。
- 財務内容については、債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等によりリスク管理債権は昨年度より減少しているものの、保証業務における求償権回収率は計画を下回っており、貸付残高の減少や経済状況の低迷等の影響を受けて、リスク管理債権割合については計画未達成であり、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている。今後は、第二期中期計画の達成に向けて、当基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえ、新規発生の抑制に向けた努力と事業再生によるリスク管理債権の圧縮や更なる回収の強化、償却処理等を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを加速し、財務の健全化を実現する必要がある。予算、収支面での実績については、地域経済状況の低迷等の影響もあり、保証、融資業務ともに計画を下回ったことに加え、自己査定における担保評価の厳格な見直し等により引当金が大きく増加したこともあり、収支が大幅な赤字となっており、繰越欠損金を更に増加させている。今後は、事業者に対する経営・再生支援の処置などによるリスク管理債権の減少や一般管理費の削減等により効果があるような対策を進め、単年度収支の改善、繰越欠損金の早期削減に努める必要がある。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営体制の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 年間延べ 13 名の通信講座の受講及び外部機関の研修を実施。 実効ある業務実施体制の構築を図るため、「コンプライアンス委員会」での協議を実施した(開催回数5回)ほか、コンプライアンス関係規程及びマニュアルを改正。 奄美基金内部に設置した業務の評価・点検チームにより、中期計画、年度計画の進捗状況等について、延べ 21 回の協議を実施。 競争入札の 1 件(16.7%)、4,725 千円(34.8%) 随意契約(4件(66.6%)、3,867 千円(28.5%))、企画競争・公募(1件(16.7%)、4,988 千円(36.7%))。など 	<ul style="list-style-type: none"> 人員配置・定員の見直しについては、地域密着のサービス向上に向けての人員配置の見直しは評価できるものの、中期計画の「1 名以上の定員削減」は、いまだ実現しておらず、今後より一層の取組が必要である。 事業者再生支援委員会、審査委員会、業務の評価・点検チーム、コンプライアンス委員会等の活用、業務課での期中管理の実施など効率的かつ実効性を高めるための業務運営上の工夫が維持されている。また、職員研修の実施、調達方式の適正化への取り組みも行われ、業務の効率化に向け、各指標とも順調に達成している。
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は対 20 年度計画比で△24.5% 減(目標 9%以上削減) 総人件費は対 17 年度比で△14.6%(目標 6%以上削減) 対国家公務員ラスパイレ指数(事務・技術)は 95.0(22 年度 93.4%) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び総人件費の削減については、年度計画を上回る実績をあげており、順調に達成している。なお、対国家公務員ラスパイレ指数については、23 年度は 95.0 と前年度と比して 1.6 ポイント上昇したものの、依然、低い水準にある。
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は 94.1%(135 件中 127 件)。 奄美基金主催の「保証業務関係者会議」(構成員:地元金融機関、商工会等)を 16 回開催し、基金の保証制度、業務の概要及び直近の実績等を説明したほか、既存の保証条件、地元の保証需要について意見徴収・交換等を実施。 セーフティーネット保証受付実績 41 件 664 百万円(22 年度 162 件 2,524 百万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内の事務処理の達成度割合については、ほぼ全ての案件を標準処理期間内に処理し、計画を大幅に上回って達成しているが、今後より一層審査の質の向上に努める必要がある。 保証の条件や需要に関し、「保証業務関係者会議」を開催し、その協議を踏まえて改善に活かす等、適切な保証条件の設定に向けた調査・検討及び見直しが行われており、年度計画を順調に達成している。一方で、会議の開催による具体的な成果を明示することが望まれる。
融資業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は、98.2%(111 件中 109 件) 「融資業務関係者会議」(構成員:地元市町村担当者等)を 11 回開催し、基金の融資制度、業務の概要及び直近の実績等を説明したほか、既存の融資条件、地元の融資需要について意見の徴収・交換等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内の事務処理の達成度割合については、ほぼ全ての案件を標準処理期間内に処理し、計画を大幅に上回って達成している。 リスク区分に応じた段階的な金利の設定、融資の条件や需要に関し、「融資業務関係者会議」を開催する等、適切な貸付条件の設定に向けた調査・検討が行われており、年度計画を順調に達成している。一方で、会議の開催による具体的な成果が記載されておらず、これを明示することが望まれる。
財務内容の改善①(保証業務)	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合は 52.6%(計画 37.1%、22 年度実績 53.5%) 求償権回収率は 4.3%(計画 6.7%、22 年度実績 5.9%)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基金が金融機関としての健全性を維持していくためには、適切な業務運営が必要であり、リスク管理を厳正に行う必要がある。 求償権回収率は、年度計画並びに前年度を下回り、リスク管理債権割合の抑制についても、年度計画を大幅に下回っている。
財務内容の改善②(融資業務)	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合は 54.9%(計画 41.3%、22 年度実績 52.4%)。 リスク管理債権回収率は 12.7%(計画 9.0%、22 年度実績 8.8%)。 23 年度末における繰越欠損金は 5,766 百万円(22 年度末より 565 百万円増加)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権回収率は、年度計画を上回っているが、リスク管理債権割合の抑制については、貸付残高の減少や地域経済状況の低迷等の影響もあり、リスク管理債権割合が前年度より増加し、年度計画を大幅に下回ったうえ、繰越欠損金の増加傾向にも歯止めがかかっていない。
予算、収支計画及び資金計画	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 収入総計 2,530 百万円(計画 3,179 百万円)、支出総計 1,798 百万円(計画 3,014 百万円)。 総利益総計△ 566 百万円(計画 28 百万円) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予算及び収支が保証、融資業務ともに計画を下回ったことに加え、自己査定における担保評価の厳格な見直し等により引当金が大きく増加したこともあり、収支が大幅な赤字となっており、繰越欠損金を更に増加させている引き続き、リスク管理債権の減少や一般管理費の削減等による財務の健全化に向けた取り組みが必要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構(平成19年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:宍戸 信哉)
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るものうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十八条又は福島復興再生特別措置法第二十四条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 中小企業退職金共済法第七十二条第二項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	住宅金融支援機構分科会(分科会長:川口 有一郎)
ホームページ	法人: http://www.jhf.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第一期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—			—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>						
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	B	
(1)組織運営の効率化	B	B	B	A	B	
(2)一般管理費等の低減	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3)業務・システム最適化	A	A	A	A	A	
(4)入札及び契約の適正化	B	B	B	B	B	
(5)業務の点検	B	B	C	B	B	
(6)積極的な情報公開	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	B	B	B	
(1)証券化支援業務	A×2 B×5 C×1	A×4 B×5	A×4 B×5	A×4 B×5	A×4 B×5	
(2)住宅融資保険業務	A×1 B×2	B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	
(3)住情報提供業務	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2		B	
(4)住宅資金融通業務	A×1 B×2 C×1	B×2 C×2	B×3 C×1	B×4	B×3 C×1	
(5)団体信用生命保険等業務	B	B	B	B	B	
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	
(1)収支改善			C	A	B	
(2)繰越損失金の低減	C	B				
(3)リスク管理の徹底	B×4 C×1	B×5	B×5	B×5	B×5	
(4)予算、収支計画及び資金計画	—	—	—	—	—	
4. 短期借入金の限度額	○	○	○	○	○	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	○	○	○	○	○	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	B	B	B	B	B	
(1)施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	
(2)人事に関する計画	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	B×2	
(3)積立金の使途	—	—				

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1) 総合評価

- 東日本大震災後に、組織をあげて迅速に対応していることは評価できる。一般管理費の削減が継続的に実現している。
- 一方、人事計画の評価については、常勤職員数の増加によって昨年度に比べて悪化したほか、賃貸住宅融資業務に係るリスク管理債権比率は自己査定基準の精緻化等によって中期目標から遠ざかっていることから、組織運営の適正化および組織のスリム化といった課題への更なる取組みが必要である。また、コンプライアンスや監査機能の更なる充実を今後期待したい。
- なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成 23 年度において取り組むこととされている事項については適切に実施されており、24 年度においても適切に取り組む必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	1(2)	<ul style="list-style-type: none">一般管理費は対平成 18 年度比で▲22.6% (目標▲15%)。全額繰上償還請求債権に占める債権回収会社を活用したものの割合は 84.9%(22 年度 88.1%)、債権回収会社による回収金額は 1,589 億円(21 年度 2,019 億円)。 など	<ul style="list-style-type: none">一般管理費が大幅に削減されている。また、業務委託率も引き上げられ、業務の効率化および組織体制の合理化が推進されており、順調である。 など
証券化支援業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none">フラット35買取(付保)金額は2兆 7,985 億円(買取型:2兆 7,868 億円、保証型:117 億円)となり、平成 22 年度と比較して0.8%の減少。経済対策に伴う優良住宅取得支援制度の拡充により、フラット35利用者が省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得する割合(優良住宅取得支援制度利用率)が増加(平成 22 年度:88.6%→平成 23 年度:94.4%)標準処理期間内に処理した件数シェアは 147,524 件中 130,180 件の 88.2%(22 年度は 172,800 件中 148,804 件の 84.2%)。 など	<ul style="list-style-type: none">融資条件の把握や融資審査のモニタリング、適切な工事審査は十分なものと認められ、優良住宅取得支援制度の利用率や調査結果へのアクセス件数は引き続き増加しており、順調である。経済対策に伴うフラット35の大幅な事業量増加にもかかわらず、事前審査制度の活用による審査期間の短縮化のほか、審査部門の人員を増員することにより審査の早期化に努めており、標準処理期間内に処理した件数シェアは目標を大きく超え、順調である。 など
住宅資金融通業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none">保険金の支払請求を受けた日から保険金を支払うまで(保険金を支払わない場合は、その決定をするまで)の日数が 30 日以内の案件の割合は、100%。平成 22 年度に支払った保険金について、上記の取組を行った結果、平成 23 年度末までの回収実績率については、40.4%。 など	<ul style="list-style-type: none">標準処理期間内に処理した件数と回収実績率については、ともに目標を上回っており、順調である。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

